

156 昭和9年12月18日 在米国斎藤大使より

広田外務大臣宛(電報)

ワシントン条約廢棄後における対米世論啓発

方策について

ワシントン 12月18日後発

本 省 12月19日前着

⁽¹⁾ 貴電第三二一號ニ關シ

第五五九號

華府條約廢止ニ關スル我方ノ決意最早ヤ動カスヘカラサルヲ見ルニ及ヒ從來沈默ヲ守リ來レル當國政府當局モ今ヤ豫備會商ニ見切ヲ付ケ海軍問題ニ對スル其ノ態度ヲ明カニスルニ至レルコトハ累次ノ往電ニ依リ御承知ノ通ニシテ右政府ノ態度カ當國輿論ニ反映シテ今後我方ニ取り極メテ不利ナル空氣ヲ釀成スヘキヲ慮リ當方ニ於テハ往電第五〇七號申進ノ計畫ニ基キ右事態ニ對應スル啓發工作ニ最善ノ努力ヲ傾注シツツアル次第ナル處右計畫ノ一トシテ我方ノ立場ノ闡明輿論ノ善導ノ爲定期刊行物ヲ用ユルコト最モ有效ト認メ前記拙電稟請前ヨリ在紐育總領事ト協議シ紐育邦字新聞日米社ヲシテ同紙歐文欄ノ形ニテ毎週四頁ノ小新聞紙約

2 アリゾナ排日暴動

大臣へ轉電セリ

157 昭和9年8月16日 在ロス・アンジェルス堀(公)領事より
広田外務大臣宛(電報)

アリゾナ州フェニックスにおいて発生した邦人農家立退き要求事件に關し同州知事に真相取調

および邦人保護方要請について

ロス・アンジェルス 8月16日後発
本 省 8月17日前着

第六六號

本官發米宛電報

第一八號

「アリゾナ」州「フェニックス」市日本人會ヨリ昨十六日夜同地方米人農夫集合ノ上東洋人排斥同盟ナルモノヲ結成シ十日間以内ニ於ケル邦人農家ノ立退ヲ決議スルト共ニ借地取消方官憲側ニ運動ヲ開始シタル趣今朝電話通報アリタルニ付不取敢州知事ニ對シ眞相取調並ニ邦人保護方電報シ置キタリ(同地方ハ邦人農家約百家耕地面積約一萬五千「エイカ」アリ)詳細判明次第追電ス

一⁽²⁾ 萬部ヲ發行セシムル計畫ヲ立テ既ニ事業開始ヲ待ツ許リトナリ居レリ(本件實現ニハ設備費給料部屋借料紙代其ノ他一切ノ經費ヲ合セ諸度經費見積約一千三百弗毎月ノ見積經費約八百五十弗ノ補助ヲ要ス)

然ル處冒頭貴電ニテ御送金ヲ得タル額ニテハ當方ノ經常的

機密諸費ヲ僅カニ經理シ得ルニ止マリ到底非常時局ニ對スル對策ニ融通シ得ヘキ餘裕ナク(往電第四二〇號稟請當館

機密金支出ノ累加セル事情再應篤ト御考量ヲ仰ク)此ノ儘ニテハ前記諸計畫ニ遂行ニ全然事缺ク次第ナリ政府財政逼迫ノ折柄機密費經理ニ關スル本省ノ御困難ハ素ヨリ充分御察シシ居ルモ現下ノ時局ニ處スル上ニ緊要缺クヘカラサルヲ以テ此ノ際陸海軍其ノ他各關係當局トモ充分御協議ノ上常時ニハ自ラ非常手段ヲ講スヘキハ當然ノ儀ト存セラルルヲ必要ナル特別ノ機密金ヲ準備セラレ前記拙電稟請ノ御承認方ニ付至急特別ノ御詮議ヲ得度シ重ネテ稟請ス

参考トシテ羅府へ轉電アリ度シ

158 昭和9年8月20日 在米国藤井臨時代理大使宛(電報)

アリゾナ州における邦人立退き要求に關し米國當局へ事情説明の上解決斡旋申入れ方訓令

本 省 8月20日後5時0分発

第二二七號

羅府領事發貴官宛電報第二〇號ニ關シ

本件ハ何等米國人側ノ誤解ニ基因ヌルモノト思惟セラルルノミナラス萬一東洋人排斥同盟側ニ於テ本邦人ニ對シ實力ヲ以テ立退ヲ要求スルカ如キ事態發生スルコトアランカ目下ノ時局柄我國論ヲ刺戟スルコトトナリ日米國交上面白カラサル結果トナルヘキニ付貴官ハ至急米國當局ニ對シ右ノ事情ヲ篤ト説明セラレ本件ノ圓滿急速ナル解決ヲ期スル様斡旋方御申入相成リタル上結果回電相成度シ

159 昭和9年8月20日 在米国藤井臨時代理大使より

広田外務大臣宛(電報)

國務長官代理に対し事態説明を行うと共に急速

解決につき申入れについて

ワシントン 8月20日前発

本省 8月21日後着

第三八一號

貴電第一二七號ニ關シ(「アリゾナ」州ノ排日運動ノ件)

二十日本官國務長官代理「フイリップス」(長官ハ休暇不在)

ニ面會シ累次ノ羅府報告ニ依リ事態ヲ説明スルト共ニ貴電
御來示ノ趣旨ニ依リ米國政府ニ於テ本件ノ圓滿急速解決方
幹旋アリ度旨申入レタル處「フイリップス」ハ右ハ寢耳ニ
水ニテ何等承知セストテ「ホーンベック」ヲ招致シタルモ
「ホ」(モ)全然報告ニ接シ居ラサル趣ニテ(當地方新聞ニハ
何等報道セラレ居ラス)遠隔ノ地ノコトニモアリ州當局ト
急速ニ充分ナル聯絡ヲ執リ得ヘキヤ疑ハシキモ兎ニ角出來
得ル丈ケノ措置ヲ講スヘシト答ヘタリ不取敢
羅府ニ轉電セリ

160 昭和9年8月21日 在ロス・アンジェルス 堀領事より

広田外務大臣宛(電報)

現地米国人農家および官憲の動向について

ロス・アンジェルス 8月21日後発

本省 8月22日前着

第七〇號

本官發米宛電報

往電第二〇號ニ關シ

其ノ後當地ヨリ日系市民代表及有力本邦人辯護士等同地ニ
出張福島ト協力新聞指導白人有力者ノ了解取付等奔走中ニ
テ只今ノ處米人農家側ハ寄々會合ヲ催シ又ハ土地法違反者
檢舉ヲ運動スル等ノ外目立チタル策動ヲ爲ササル模様ナル
モ本件運動ニハ郡檢事カ先棒ニ立チ居リ同地官憲カ今以テ
釋然本邦人保護ヲ言明スルニ至ラス又土地柄人氣荒キコト
ニモアリ本邦人側トシテ二十五日ノ立退期限日ニ米人側カ
暴力ニ訴フルコト無キヤヲ憂(慮)シ居ル次第ナリ

大臣へ轉電セリ

161 昭和9年8月22日 在米国藤井臨時代理大使より
広田外務大臣宛(電報)

國務省極東部長より日本側対処方法内話について

ワシントン 8月22日後発

本省 8月23日前着

本官發羅府宛電報

第三八九號

(一)二十一日「ホーンベック」ハ本官ニ對シ「アリゾナ」州

官憲側トノ聯絡取レタル旨通報スルト共ニ同地方日本人人

側カ米人側ニ釣ラレ興奮スルニ於テハ事態ヲ一層悪化ス

ル惧アルニ付當方ヨリ成ルヘク鎮靜ニ事件ノ解決ヲ待ツ
様勸告アリタキ旨申越セリ

大臣へ轉電セリ

162 昭和9年8月24日 広田外務大臣より
在米国藤井臨時代理大使宛(電報)

基づく事態経過報告について

在本邦米国大使からの本国政府よりの訓令に

(二)二十二日ノ新聞ハ「十一日「フェニックス」發「エー、
ピー」ニ依ル「フライアップ」發州知事宛電報ノ内容ヲ掲

載セルカ右ハ當方ノ通報ニ基キテ事件ノ概要ヲ述ヘ此ノ

際日米關係及兩國民間ニ困難ナル事態ヲ生スルカ如キ情
勢ヲ招致スルコトナキヲ望ム處州知事ハ日本人ニ對スル
不法又ハ暴力行爲ヲ極力防遏スルニ最善ノ努力ヲ盡スコ

貴電第三八二號及羅府宛貴電第一二三號ニ關シ

八月二十四日在京米國大使重光次官ヲ來訪シ本國政府ノ訓

令ニ依ル趣ヲ以テ

一、八月二十日貴官カ國務次官ニ對シ本問題解決盡力方申入レタルヲ以テ翌二十一日全次官ヨリ州知事ニ電報シ又「ホーンベック」ハ州檢事總長ニ電話シタルコト
二、右ニ對シ州檢事總長ヨリ國務次官ニ對シ「郡檢事局ニ於テハ本件地方農民ハ暴力ニ訴フルコトナカルヘシト思料シ居レルカ一方農民ニ對シテモ暴力ニ訴ヘス寧ロ裁判手續ニ委スヘキ様戒告シ居レリ又警察側ニ於テモ一切ノ關係者ノ權利ヲ保護スル用意アリ」云々ト電報シ來リ又國務省ハ他ノ方面ヨリモ右同様ノ情報ニ接シ居ルコト

三、日米兩國人カ土地法違反ノ廉ヲ以テ告發セラレタル模様ナルモ暴力行使ノ例證ナキコト
四、東京ヨリノAP通信ニ依レハ日本政府及新聞ハ本件ニ關シ事實以上ニ杞憂ヲ懷キ激昂シ居ルカ如キモ米國政府トシテハ非合法手段ノ行使セラレサル様盡力スヘク又地方官憲ニ於テモ同様盡力スヘキコトヲ確信スル旨ノ電文ヲ示シ米國側全様日本側ニテモ本問題ノ煽動的論議ヲ「ディスカレッヂ」セラレシト陳述シタル上同大使ハ自分ノ見ル所ニテハ日本新聞等ニ於テ別段本件ヲ煽動的ニ

尙排斥同盟側ノ氣勢不振トナレル今日集團暴徒ニ依ル邦人襲撃ノ如キハ萬々之無カルヘシト思考セラルモ前記ノ如キ小規模ノ暴行又ハ嫌カラセハ今後共時々發生スルコトナキヲ保シ難シト豫想セラル
米ヘ轉電セリ

164 昭和9年9月21日 在米国藤井臨時代理大使より
広田外務大臣宛(電報)

國務省極東部長に対し州官憲への注意喚起お

よび邦人保護申入れについて

ワシントン 9月21日後発

第四一二號

本使發羅府宛電報

第二四號

貴電第一八號ニ關シ

二十一日極東部長ヲ訪問シ累次ノ貴電ニ基キ米人側ノ暴行ヲ列舉シ州官憲ノ注意喚起方依頼セル處同部長ハ州官憲カ本件ニ關シ誠意ヲ以テ盡力シ居ルコトハ明カナルモ何分此

取扱ヒ居ル様ニハ見受ケラレサルモ此上トモ新聞指導方御配慮ヲ願度ト述ヘタタルヲ以テ次官ヨリ新聞記事ニ付テハ

自分モ同様ニ思考シ居ルモ事件ノ性質上事態ノ進展如何ニ依リテハ新聞等ニ於テ激スルコトアルヘキニ付此上トモ本件圓滿解決方斡旋ヲ求ムル旨述ヘ置キタル趣ナリ

羅府及桑港ニ轉電シ紐育ヘ暗送アリタシ

163 昭和9年9月13日 在ロス・アンジエルス 堀領事より
広田外務大臣宛(電報)

フェニックスにおいて邦人への暴行事件発生
について

ロス・アンジエルス 9月13日後発

本 省 9月14日前着

第八〇號

往電第七七號以來事無ク經過シ來リシカ本朝ノ電話通報ニ依レハ昨十二日夜半米人暴徒十數名六臺ノ自動車ニ分乗畠番中ノ邦人只野某ヲ襲ヒ發砲(命中セス)同人ノ貨物自動車一臺ヲ河中ニ投棄シ逃走シタル趣ナルニ付不取敢知事ニ對シ邦人保護暴徒取締方再應電報シ置キタリ

165 昭和9年9月22日 在米国藤井臨時代理大使宛(電報)

國務省からの報告に反し現地は依然不安な状

況につき再度尽力を申入れ方訓令

本 省 9月22日後0時20分発

第二五五號

羅府發貴官宛電報第二八號ニ關シ

事件發生當初二於テ貴官ヨリ國務省ニ對シ問題ノ圓滿解決盡力方申入タルニ對シ米國政府ノ斡旋ニ依リ州當局ニ於テ邦人關係者ノ保護ニ努メ來リタルモノノ如ク本邦輿論モ先方ノ措置ニ信賴シ比較的冷靜ナリシ處最近羅府領事電報ニ依レハ其後米人側ノ襲撃又ハ妨害事件續出シ現地邦人ハ依然不安ナル狀態ニ在ル趣ニ有之萬一今後類似ノ事件頻發スルニ於テハ我國民ノ感情ヲ刺戟スルコトナリ甚々面白カ

ラサルニ付貴官ハ至急國務省ニ對シ今後此種暴行事件ノ發生セサル様盡力方重ネテ申入ラレ結果回電アリ度

羅府ニ轉電アリ度

~~~~~

166 昭和9年9月28日

在ロス・アンジェルス 堀領事より  
広田外務大臣宛(電報)

排日派や州官憲の動向について

ロス・アンジェルス 9月28日後発  
本 省 9月29日後着

第三〇號

本官發米宛電報

第三〇號

往電第二八號ニ關シ

一、福島ヨリノ電話報告等ヲ綜合スルニ左ノ通

(一) 排日團ハ其ノ後方針ヲ變更一應直接行動ヲ打切りタルモノノ如ク從テ表面的ニハ事態漸次鎮靜ニ向ヘルカ如キモ裏面ニ於テハ却テ邦人ヲ雇傭スル會社地主等ヲ脅迫スルノミナラス邦人農產物ノ不買、墨西哥人労働者ノ就<sup>翁カ</sup>働阻害又ハ製冰會社、荷箱業者方面ニ對シ執拗ナル策動ヲ續

(二) 知事初メ官憲側ハ表面ハ兎ニ角事實上ハ排日團ノ行動ニ對シ大體不干涉放任主義ヲ執リ居ル模様ニテ(過般來ノ暴行者ノ檢舉搜查等モ一向ニ進マス)從テ目下知事ニ於テ考慮中ト稱スル調停委員會設置ノ如キモ當方督促ニ拘ラス進捗遲々タルノミナラス右成立ノ場合ニ於テモ果シテ公正ナル解決ニ努力スヘキヤ甚タ疑問ナリ

(三) 在留邦人ハ當方屢次ノ戒告モアリ只管隱忍自重シ今日ニ至レルモ前記(一)ノ如ク愈大部分ノ雇傭契約解除セラレ結局同地方ニ於ケル農耕不可能トナルカ如キ場合ニ立至ラハ自然自暴自棄的態度トナリ些細ナル事ヨリ如何ナル事故ヲ惹起スヤモ計リ難ク斯テハ日米國交上ニモ面白カラサル影響ヲ與フル無キヤ<sup>ヲ</sup>憂慮セラル

(四) 依テ當方ニ於テハ過日來當地有力米人「シツバ」ニシテ「アリゾナ」方面ニ關係深キ者ヲ通シ排日團黑幕首腦部ト交渉セシムル外密カニ米人ヲ介シ排日團懷柔ノ可能性ニ付調査セシムル等種々ノ對策ヲ講シツツアル次第ナルカ何

分州當局ノ態度ハ本件解決上影響鮮カラサル次第ニテ排日團現下ノ跳梁モ州官憲側ノ消極的態度ニ基因スルモノ多シト認メラルルニ付(尤モ當方トシテハ新聞發表其ノ他ノ場合ニ飽迄州當局ノ公正ナル解決ニ期待スルノ態度ヲ採リ居ルニ付右御含置ヲ請フ)此ノ際貴大使ニ於テ國務省ニ對シ前記事情殊ニ本件ヲ地方的問題トシテ輕視スルハ頗ル危險ナル旨ヲ強ク「インプレス」セラレ中央政府ヨリ州當局ニ對シ排日團ノ前掲潛行的策動取締ノ實行ヲ期スル様重ネテ勸告方御懇談相煩度シ(本電發表見合ハサレタシ)大臣ヘ轉電シ桑港ヘ暗送セリ。

編注 在ロス・アンジェルス領事からの電報第三〇号は別に存在しており、本電報の日付から推測するところ本電報は第八三号の誤りと思われる。

ケ居リ爲ニ地主、會社中ニモ將來ノ危險ヲ考慮シ邦人ノ雇傭契約(實際上ノ借地契約)ヲ取消ス者漸次増加ノ傾向ニアリ

(一) 知事初メ官憲側ハ表面ハ兎ニ角事實上ハ排日團ノ行動ニ對シ大體不干涉放任主義ヲ執リ居ル模様ニテ(過般來ノ

暴行者ノ檢舉搜查等モ一向ニ進マス)從テ目下知事ニ於

テ考慮中ト稱スル調停委員會設置ノ如キモ當方督促ニ拘

ラス進捗遲々タルノミナラス右成立ノ場合ニ於テモ果シ

テ公正ナル解決ニ努力スヘキヤ甚タ疑問ナリ

(二) 在留邦人ハ當方屢次ノ戒告モアリ只管隱忍自重シ今日ニ至レルモ前記(一)ノ如ク愈大部分ノ雇傭契約解除セラレ結局同地方ニ於ケル農耕不可能トナルカ如キ場合ニ立至ラハ自然自暴自棄的態度トナリ些細ナル事ヨリ如何ナル事故ヲ惹起スヤモ計リ難ク斯テハ日米國交上ニモ面白カ

ラサル影響ヲ與フル無キヤ<sup>ヲ</sup>憂慮セラル

(三) 依テ當方ニ於テハ過日來當地有力米人「シツバ」ニシテ「アリゾナ」方面ニ關係深キ者ヲ通シ排日團黑幕首腦部ト交渉セシムル外密カニ米人ヲ介シ排日團懷柔ノ可能性ニ付調査セシムル等種々ノ對策ヲ講シツツアル次第ナルカ何

(四) 依テ當方ニ於テハ過日來當地有力米人「シツバ」ニシテ「アリゾナ」方面ニ關係深キ者ヲ通シ排日團黑幕首腦部ト交渉セシムル外密カニ米人ヲ介シ排日團懷柔ノ可能性ニ付調査セシムル等種々ノ對策ヲ講シツツアル次第ナルカ何

167 昭和9年10月1日 在米國藤井臨時代理大臣より  
広田外務大臣宛(電報)

我が方よりの邦人生命財産保護方申入れに対する國務省回答について

羅府ニ轉電セリ

日本国交の大局に鑑み國務省より官吏を派遣

し州政府に事態の急速解決を督励するよう取

計らい方稟請

ロス・アンジェルス 10月4日後発  
本 省 10月5日後着

第六六號(極秘扱?)

本官發米宛電報

第三三號

貴電第二七號ニ關シ

一、往電第三二號ノ如キ事件モ各般ノ事情ヨリ推察スルニ必  
シモ邦人ニ危害ヲ加ヘントスル趣旨ニ非シテ寧口威喝ヲ  
主トセルモノト看ラレ從テ邦人力是等排日團ノ直接行動ニ  
依リ立退ヲ餘儀無クセラルカ如キ懸念ハ差當リ無之次第  
(欄外記入)  
ナルカ邦人ノ最苦痛トスル所ハ排外聯盟ノ潛行的策動ニ依  
リ地主並ニ會社ノ雇傭契約解除ニ存スル處邦人耕地約八  
千「エーカー」中約六千ハ既ニ契約ヲ解除セラル)右ハ或  
意味ニ於テ合法的行爲ナルヲ以テ結局之カ對策トシテハ會

(一)州知事ノ所謂調査委員會案ヲ速進シ之ヲ仲介シテ日米  
兩農家ノ間ニ會議ノ機會ヲ作ルト共ニ隔意無キ意見ノ交換  
ヲ遂クルコト(邦人側ニ於テハ生産制限價格協定等公正ナ  
ル妥協ニハ應スル意図ナリ)  
(二)排日團ノ巨頭ト目サレ居ル Isabel (同地有力「シツパー」)  
ニ對シテハ當地方有力「シツパー」 C.B.Moore 及「イサ  
ベル」ト特ニ昵懇ノ間柄ナル T.T.Bunn ノ兩名ヲ通シ態度  
緩和ヲ計ルコト

(三)州官憲排日團ニ於ケル末梢的分子ニハ出來得レハ利ヲ以  
テ之カ懷柔ヲ構スルコト

四一般ノ公正ナル輿論ヲ喚起スルコト

等ノ專ラ實際的解決策ニ付極力努力申ナリ  
三、前記(一)委員會ノ設置ハ凡ラユル方面ヨリ看テ最緊要ナル  
次第ナルカ知事ノ態度ハ極メテ冷淡ニテ未タ其ノ成立ノ程  
モ疑問ナル様ノ實狀ナルヲ以テ此ノ際貴大使ニ於テ國務省  
ニ對シ邦人生命財產ノ保護ト云フカ如キ形式的問題ヲ離レ

169 昭和9年10月9日 在ロス・アンジェルス 堀領事より  
広田外務大臣宛(電報)

州知事提案の調停委員會が一応の調査後は早  
急に解決案を策定するよう國務省に口添え要

請方稟請

ロス・アンジェルス 10月9日後発  
本 省 10月10日後着

第八九號

本官發米宛電報

第三四號

貴電第二八號ニ關シ

其ノ後「ニューオルレアنس」領事ヲ通シ交渉ノ結果「ア

リゾナ」棉業有力者ニ於テ排日緩和ノ運動ヲ始ムルコトト

ナリ又往電第三三號(一)ノBunnモ十日「アリゾナ」ニ到リ

「イサベル」ト懇談スルコトナリタル外各般ノ情勢日米

農家會談ニ有利ニ展開シツツアルヤニ認メラレ從ツテ此ノ

機ヲ逸セス本件解決ヲ計ルコト肝要ナリト認メラルニ付  
前顯往電末段ノ件至急御高配相仰度シ

(欄外記入)  
米國ニ對シ報復手段アリヤ研究ノコト

大臣へ轉電シ桑港へ暗送セリ  
(欄外記入)

編注 在ロス・アンジェルス領事からの電報第六六号は別  
に存在しております、本電報の日付から推測するところ、  
本電報は第八八号の誤りであると思われる。

又知事ノ腹案ハ中立委員一名排外聯盟側及邦人側各一名ヨリ成ル委員會ヲ作り主トシテ邦人農耕事情ニ關スル事實調査ニ當ラシメントスルモノニテ本件解決案ノ受理權ハ其ノ權限外ナル模様ナル處事情調査ニ藉口シ徒ニ時日ヲ遷延スルハ頗ル好マシカラサルノミナラス(餘り突込ミタル事實調査ヲ遂ケラルコトハ我方ニ有利ナラス)單ニ事實調査ニノミ終始スルニ於テハ本件解決上資スル處殆ト無之次第

ナルヲ以テ一應ノ調査ヲ遂ケタル上ハ右調査ニ基キ至急妥當ナル實際的解決案ヲ發見スル様致シ度キ所存ナルニ付往電第三三號國務省ニ申入レノ際ハ右事情御含ミノ上國務省ヲシテ可然口添セシムル様御懇談願度シ大臣へ轉電シ桑港、「ニューオルレアンス」ニ暗送セリ

170 昭和9年10月10日 広田外務大臣より  
在米國藤井臨時代理大使宛(電報)

### 事態の迅速かつ円満な解決を米国當局に再度

申入れ方訓令

本省 10月10日後7時20分発

第一七三號(極祕)

羅府へ轉電アリタシ

171 昭和9年10月11日 在米國藤井臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報)

### 事態解決のため中央政府よりの担当官現地派

遣要請方申入れについて

ワシントン 10月11日前発  
本省 10月12日後着

第四四三號

貴電第二七三號ニ關シ

右接到前國務長官代理「フイリップス」ヨリ重ネテ九日附書翰ヲ以テ「アリゾナ」州知事ヨリ四日附書面ニテ同州司法當局ハ良ク事態ヲ收拾シ其ノ後ハ暴行事件無ク今後モ發生ノ惧ナキカ如シト報シ且ツ暴行ノ起ラサル様充分豫防スヘキ旨保障シ來レリ」ト申越セルカ御訓令ノ次第モアリタルニ付十一日「フイリップス」ニ面會ノ上屢次羅府來電ニ基キ事件ノ經過ヲ詳細説明シ殊ニ排日同盟側カ直接行動ノミナラス最近ハ辛辣ナル潛行的運動ニ依リ「シッパーク」及地主ニ對シ耕作契約解除ヲ迫リ爲ニ邦人耕地八千「エー

在羅府領事發貴官宛電報第三三號ニ關シ

貴官ハ米國當局ニ對シ最近ニ於ケル本件推移ヲ詳細説明セラルト共ニ未タ本件ノ圓滿ナル終局ヲ見ルニ至ラサルコトハ我方ノ甚々遺憾トスル次第ナル處本件ハ排日同盟ヲ中心トル米國人一派ノ指導ニヨリ或ハ直接行動ヲ以テ本邦人ノ身體及財產ニ危害ヲ加ヘ或ハ潛行的索動ニヨリテ善意ノ米人地主ヲシテ本邦人トノ耕作契約ヲ解除セシメ一種ノ「ボイコット」運動ニ出テ居ルモノナルコトハ申ス迄モナキ所ニシテ我方ニ於テハ專ラ日本人ヲ標的トル集團の暴力手段タルノ性質ヲ帶フル點ヲ特ニ重要視スル次第ナル處現地ヨリノ情報ニ依レハ州當局ハ本件解決ニ對シ冷淡ナリトノ噂モアリ萬一右ノ如キ事實アルニ於テハ本件收拾ノ見極付キ難ク寔ニ憂慮ニ堪エサル次第ナリ幸ヒ最近關係者ヨリ成ル混合調停委員會ナルモノ組織セラルル模様ナルヲ以テ右ノ如キ調節手段ニヨリ本件ノ急速圓滿ナル解決ヲ計ルコト適切ト思惟セラルニ付此上トモ米國政府ノ斡旋ニ依リ本件ノ收拾ヲ計リ度旨尙暴行犯人ノ捜査及處分並ニ直接行動豫防ニ關シ地方當局ノ採レル措置ヲ承知シ度旨申入レラ度

「カミングス」ト右ニ付話合ヒヲ爲セルカ「カ」ノ意見ニ

テハ大統領ハ非常ニ緊急ナル事態ニテ知事ノ要請アルニ非

サレハ成ルヘク州ノ事項ニ對シ中央ヨリノ干渉カマシキコ

トヲ避ケタシトノ意見ニテ旁本件ニ付Federal Agentノ派

遣ハ困難ナリトノコトナリシモ日本政府ニテ御希望アル次

第ナラハ更ニ「カミングス」ト懇談シ見ルヘシト答ヘタリ

最後ニ本官ヨリ州當局ハ邦人保護乃至本件ノ圓滿解決ニ對

(欄外記入) シ兎角冷淡ニテ爲ニ排日團ハ跳梁ヲ極メ居ル次第ナルカノ

情報モアル旨ヲ述ヘ州當局ヲ鞭撻方ヲ希望シタルニ「フイ

リップス」ハ右ハ全ク誤報ニテ自分カ知事ト電話ニテ話シ

タル印象ニ依ルモ知事其ノ他ノ當局カ熱心ニ本件解決ニ努

カシ居ルコトハ確カナリト答ヘタリ

羅府ヘ轉電シ桑港ヘ暗送セリ

(欄外記入) 之ハ全然米國側ニ委セ我方ニテ責任ヲトラサル様ニセネバ危  
険ト思フ 重

ワシントン 10月31日後発

本 省 11月1日後着

#### 第四七〇號

<sup>(1)</sup>三十一日歸任挨拶國務長官代理「フイリップス」ヲ往訪

シ(ハル)長官ハ十日許リ休暇不在先方ノ問ニ應シ日本、

滿洲國、北支ノ狀況等ヲ話シタルニ滿洲國ノ發展及治安確

立ノ狀態ニ付テハ特ニ耳ヲ傾ケ居タリ

續テ本使ヨリ留守中「アリゾナ」問題等ニ付種々御盡力ア

リタルヲ謝スト述ヘタルニ「フイリップス」ハ「アリゾナ」

問題ニ付テハ數日前種々本件ニ盡力シ居タル同州選出下院

議員 Greenway 夫人ノ秘書現地ヨリ歸リタルカ其ノ話ニ

依レハ三人ノ委員モ知事モ非常ニ熱心ニ事件ノ處理ニ當リ

居リ最早ヤ之以上問題ヲ生スルコト無カラントノコトニテ

甚夕喜ヒ居レリト述ヘタルニ付本使ハ大體ハ左様成リ行ク

ナラントハ思フモ現ニ昨日モスル事件アリタリトテ

(欄外記入)

犯人スラ逮捕セサル點等ヲ指摘シ政府ノ本件對策ニ關スル

確信ヲ明示セムコトヲ求メタルニ付本大臣ヨリ事件ノ經過

概要ヲ説明スルト共ニ米人側ノ暴行未タ全ク其ノ跡ヲ絶ツ

ニ至ラサルハ遺憾ナルヲ以テ政府ハ引續キ米國政府ニ對シ

交渉シ速ニ事件ノ圓滿解決ヲ期シツ、アル旨書面答辯ヲナ

シタルカ貴族院本會議ニ於テモ津村重人君ヨリ本件ニ關シ

口頭質問アリタルニ付本大臣ヨリ我方ニ於テハ米國中央及

地方當局ニ對シ充分注意ヲ喚起シ居リ先方ニ於テモ適當ノ

措置ヲ講シ居ル趣ナルモ未タ充分ナル效果ナキハ遺憾ニシ

テ本事件ノ速ナル終止ヲ切望スルモノナル旨ヲ答ヘ尙暴行

事件ニ付テハ其間何等カ爲ニセムトスル第三國ノ者ノ仕業

ニ非スヤト疑ハル節ナキニ非スト思ハル旨述ヘ置キタ

リ然ル處十二日「ネヴィル」米大使館參事官重光次官ヲ來

訪シ本件ニ關スル本國政府ヨリノ報道ヲ傳ヘタルカ其ノ主

ナル點左ノ如シ

一、「アリゾナ」州知事ハ國務省ニ對シ「ソールトリヴァー

ヴァレー」ニ於ケル事件中ニハ共產主義者ノ活動ニ基因

スルモノアルカ如シト通報シ來レリ

#### 今次事件に関する在本邦米国大使館參事官から の調査結果報告について

本省 12月15日發

第三二八號

173 昭和9年12月15日 広田外務大臣より

在米国斎藤大使宛(電報)

今次事件に関する在本邦米国大使館參事官から

第六十六議會衆議院ニ於テ岸衛外三十名ヨリ「アリゾナ」  
排日事件ニ關シ質問書ヲ提出シ米國側ニ於テハ未タ一人ノ

係官現地ニ於テ調査中ナリ

『本件騒擾ハ一部米人分子ト生活上及經濟上相反スル外國系分子全体ニ對スルモノニシテ性質上排日的ノモノニ非ス

ス

尙前記一同法省係官現地派遣ノ點ニ關シテハ往電第一一七九號ノ次第モアリ米國側自發的ノ措置ト思考セラルモ右ニ

關シ貴方ニ於テ何等情報アラバ回電アリ度

羅府ニ轉電アリ度

~~~~~

174 昭和9年12月15日 広田外務大臣より
在ロス・アンジュルス堀領事宛(電報)

今次事件が共産主義者の活動によるもの

米国側通報に關し情報報告方訓令

付 記 十一月十一日付

在日本米国大使館ネヴィル参事官手交メヤ

本 省 12月15日^(晴) 時40分発

本大臣發在米大使宛電報第三一一八號ニ關シ

「ペガマ」參事官ノ重光次官ニ齋セル報道中共産主義者

(付 記)

Under date of October 4 the Governor of Arizona

(欄外記入) informed the Department of State that some of the incidents occurring in the Salt River Valley might be attributable to communistic activities and the Governor's statement to this effect appeared in the press.

Everything possible continues to be done to prevent unlawful acts and to protect the rights of all concerned. To this end Department of Justice agents are investigating in the affected area and the Governor of Arizona has established an arbitration committee. The Department of State also continues to follow developments

ノ活動云々ノ點ニ關スル具體的情報アラバ回電アリ度尙知事ノ調査委員會其ノ後ノ成行電報アリ度 在米大使ニ轉電アリ度 不明。

編 注 記載漏れのため本電報の發電時間が午前か午後かは

不明。

with the closest attention. Fortunately the sporadic acts of violence that have occurred to date have caused no serious injury to Japanese persons and only very slight damage to property.

The agitation in Arizona is not anti-Japanese in character but is directed at all alien elements whose mode of living and economic activity conflict with certain native American elements. The Department of State appreciates the attitude of the Japanese Foreign Minister which is clearly calculated to discourage developments of undesirable complications.

Tokyo, December 12, 1934.

(欄外記入)

十一月十一日米國參事官ネヴィル重光次官來訪

(*)トーリン事件ニ付テ廣田外相ノ議會ニ於ケル答弁ニ對シ

謝意ヲ表シ且ツ本國政府ヨリノ報道參考ノ為メニ見セル

ムテ本紙ヲ渡バ

四 日米外交關係

居ル狀況ナルモ本件ニ付テ世間ノ注目アルハ止ムヲ得ズ
尚日本政府トシテハ米國政府ノ態度ニ依頼スルノ外ナキ
處、最近犯人ノ逮捕等ノ事実アリヤ
④新聞報道ナキ處ヨリ見レバ之無シト思ハル
⑤一委細外務大臣ニ報告スベシ但ナ公表シテ即ナリヤ
⑥一外務省ニ委ベ

(欄外記入)

若シ發表ノ場合リく()ヲ塗クコト可然

編 注 (欄外記入)又おこし指摘した發表は際シト而除
かねば少々訛りの有る。

The Department of State appreciates the attitude of the Japanese Foreign Minister which is clearly calculated to discourage developments of undesirable complications.

なれば、同欄外記入文末に廣田外務大臣と思われる花押ある。

~~~~~

175 昭和9年12月16日 在ロス・アンジェルス 堀領事より  
広田外務大臣宛(電報)

事件が共産主義者の活動に基づくものとの米

側情報に対する調査結果について

ロス・アンジェルス 12月16日後発

本 省 12月17日後着

貴電第六〇號ニ關シ  
一、元來本件ハ邦人ト經濟的ニ對立關係ニアル米人農家竝ニ  
「シツパー」ノ煽動ニ基ク處多ク共産主義者ノ活動ト目  
スヘキ確タルモノ無シ尤モ九月上旬邦人主義者ノ作成セ

リト認メラルル米國政府、州官憲竝ニ當館ノ措置ヲ攻擊

セル邦文共產主義宣傳文「フェニクス」ニ於テ撒布セラ

レタル事アリ知事ノ報告ハ之ヲ指スモノト思ハル

二、調査委員會ハ往電第三九號以後會合ナシ蓋シ當方ノ要請  
ニ不拘知事ハ右委員會ノ權限ヲ飽迄事實調査ニ局限シ居

ルヲ以テ邦人側モ之ニ依り解決ノ希望ヲ失ヒ米人側亦之  
ニ期待スル所ナキ爲當事者何レモ乘氣トナラス其ノ儘ト

ナリ居ル次第ナリ

三、右委員會ニ依リ解決ノ見込無キ爲邦人側トシテハ直接米  
人側ト妥協交渉ヲ進ムルノ外ナク差當リ邦人「シツパー」

米人「シツパー」トノ妥協ヲ成立セシメントシ爾來交渉  
中ナルカ價格ノ協定又ハ共同販賣機關ノ設置等ニヨリ妥  
結ニ達シ得ル望ナキニアラサルヲ以テ目下極力交渉中

「シツパー」間ノ妥協成立スルニ至レハ耕作者間ハ耕作  
面積ノ制限等ニテ妥協ノ見込アリ是等有力關係者ノ支持  
止ムニ至レハ從來煽動ニ乗リ騒キ居ル小農連中ノ排(日)

モ漸次下火トナリ行クモノトノ見込ナリ

米へ轉電シ、桑港、「シアトル」「ニューオルleans」

ニ暗送セリ

176 昭和9年12月19日 在米国齋藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

米國中央政府よりの担当官現地派遣につき我

が方対外対応ぶりについて

ワシントン 12月19日後発

本 省 12月20日前着

第五六三號

貴電第三三八號末段ニ關シ(「アリゾナ」排日事件)

「フェデラル、エーゼント」現地派遣ノ件ニ關シテハ貴電  
第二七九號ノ次第モアリタルニ付我方ヨリハ其ノ後何等申  
入等ヲナササリシ次第ナルカ十九日面談ノ際「ホンベツク」  
ハ中央司法係官カ既ニ現地ニ在リテ折角調査中ナルハ事實

ナルカ地方輿論ノ機微ナル關係モアルニ付若シ貴大臣カ議  
會等ニ於テ之ニ言及セラル場合ハ「中央司法省係官モ現  
地ニ在リテ暴力事件ノ調査並ニ防止方ニ付努力シ居ル様ニ  
了解ス」ト言フ位ノ程度ニ止メ置カレ度キ旨述ヘ居リタリ  
羅府へ轉電セリ